

社会福祉法人課税等の問題と現状について

～規制改革会議等からの問題提起と対応～

梅 津 庸 成

1. はじめに

2012（平成24）年12月に発足した安倍晋三政権は、その経済の成長戦略として三本の矢、すなわち、大胆な金融政策を第一の矢、機動的な財政出動政策を第二の矢、そして民間投資を喚起する成長戦略を第三の矢とする戦略を打ち出した。

これまでのところ、第一の矢、第二の矢が放たれ、一定の成果があるかに見えているが、2014（平成26）年4月の消費税8%への移行後、消費は冷え込み、特に駆け込み需要の反動減で民間住宅投資の落ち込みが大きく、結果、7月～9月のGDPの年率成長率はマイナス1.6%といった状況で、消費税10%への移行を延期せざるを得なくなった。

こうした経済の現状ではあるが、成長戦略等の次の目玉である第三の矢、規制緩和政策を如何にうまく経済成長につなげ、消費税10%に移行させられるかが政府・与党としてのキーポイントになってきている。

発足後の安倍政権は、2013（平成25）年6月に規制改革実施計画を閣議決定し、また、8月には日本再興戦略の閣議決定と、矢継ぎ早に安倍内閣の経済施策の具体を発表し明らかにしてきた。

社会福祉法人を巡っては、今後、毎年1兆円を超える社会福祉関連政府予算の増加が見込まれる中で、福祉分野での急激な予算増をできるだけ抑えていく必要があるとの認識の下、当初は、2013（平成25）年の日本再興戦略等において、財務諸表の公表等の透明性の確保や法人規模拡大の推進、非課税扱いにふさわしい地域貢献を行わせることなどについて指摘し、こうした、言わば社会福祉法人の経営の在り方改革により、適切かつ効率的な組織運営を求める方向で改革が進められることになるかと思われた。

ところが、2014（平成26）年6月の「経済財政運営と改革の基本方針2014」（いわゆる「骨太の方針」）では、「平成27年度介護報酬改定等における社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化等」が指摘され、閣議決定された「規制改革実施計画」においては、さらに具体的に「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング（他の経営主体との公平性）確立」として、「社会福祉法人の財務諸表等（補助金、役員報酬等）の開示義務付け」、「社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用」、「調達公正性・妥当性の確保」、「社会福祉法人の経営管理体制の強化」、「所轄庁による指導・監督の強化」、

「社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化」など、より具体的な改革のポイントが次々と提示されるに至った。

一般企業（例えば株式会社）において同じように行われている介護事業との比較や、一般企業を対象とした「企業減税」との見合いで、その減税分の財源を穴埋めするための社会福祉法人への課税など、社会福祉法人制度の根幹を揺るがしかねない大きな改革が俎上に載せられることになったのである。

特に、社会福祉法人が保有するいわゆる「内部留保」については、2014（平成26）年6月の政府税制調査会の取りまとめにおいて、「公益法人課税等の見直し」と題し、「収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で民間と競合しているもの（社会福祉法人が実施する介護事業）は、その取り扱いを見直すべき」、「収益事業を現行の限定列举方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべき」等との指摘がなされた。

この内部留保に関連した社会福祉法人への課税問題は、社会福祉法人が担い、これまで実施してきた社会事業への影響がどのようなものになるか計りきれず、大きな波紋となって受け止められている。

2014（平成26）年末の自民党税調や政府税調において、本件については、一定の方向性が決定されることになっている。消費税10%移行の延期、11月21日の解散、12月の総選挙により、決定されるのか否かも選挙公約の設定や選挙後の政権の体制次第となり、本稿でも論じ難い状況となったが、選挙戦次第では、政権が勝利の余勢をかって、一気に決めてしまう可能性も否定できない。

少子高齢化を迎え、2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年がやってくる。いわゆる「2025年問題」である。2025年には65歳以上の高齢者数が3,657万人になる。下表のように、山形県は2025年まで高齢化が進む倍率が全国で最低となっているが、都市部では一段と高齢化が進み、都市間の人口の移動や市町村の人口減少などを鑑みれば、他人事ではいられない。また、そうした都市間の人口構成の劇的変化の時代が目の前に迫っている状況で、高齢化社会、少子化社会を支えることとなる社会福祉法人の在り方について、どのような議論がなされているのかについて、近々予想されるであろう決定はさておき、以下で論じていきたい。

| | 2012年8月 | 2015年 | 2025年 | 2055年 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 65歳以降高齢者人口 (割合) | 3,058万人 (24.0%) | 3,395万人 (26.8%) | 3,657万人 (30.3%) | 3,626万人 (39.4%) |
| 75歳以上高齢者人口 (割合) | 1,511万人 (11.8%) | 1,646万人 (13.0%) | 2,179万人 (18.1%) | 2,401万人 (26.1%) |

厚生労働省資料より

75歳以上人口の増加率 —都心部は急激に高齢化が進む（山形県は全国最低の倍率）—

| | 埼玉県 | 千葉県 | 神奈川県 | 大阪府 | 愛知県 | 東京都 | ～ | 鹿児島県 | 島根県 | 山形県 | 全国 |
|--------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 2010年 〈〉は割合 | 58.9万人 (8.2%) | 56.3万人 (9.1%) | 79.4万人 (8.8%) | 84.3万人 (9.5%) | 66.0万人 (8.9%) | 123.4万人 (9.4%) | | 25.4万人 (14.9%) | 11.9万人 (16.6%) | 18.1万人 (15.5%) | 1,419.4万人 (11.1%) |
| 2025年 〈〉は割合 ()は倍率 | 117.7万人 (16.8%) (2.00倍) | 108.2万人 (18.1%) (1.92倍) | 148.5万人 (16.5%) (1.87倍) | 152.8万人 (18.2%) (1.81倍) | 116.6万人 (15.9%) (1.77倍) | 197.7万人 (15.0%) (1.60倍) | | 29.5万人 (19.4%) (1.16倍) | 13.7万人 (22.1%) (1.15倍) | 20.7万人 (20.6%) (1.15倍) | 117.7万人 (18.1%) (1.53倍) |

厚生労働省資料より

2. 社会福祉法人とは —その成り立ちと意義—

そもそも、社会福祉法人とは何か。社会福祉法（昭和26年法律第45号）は第22条において、社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律に定めるところにより設立された法人」とされている。すなわち、社会福祉法に基づく「社会福祉事業」を行う、所轄庁の認可を受けて設立された法人が「社会福祉法人」である。

この「社会福祉事業」については、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分類される。前者は経営主体が行政または社会福祉法人が原則となる特別養護老人ホームや児童養護施設等の事業であり、後者は経営主体に制限がない保育所や障害福祉サービス事業などがそれに当たる。

社会福祉法人の成り立ちには深い歴史がある。1918（大正7）年の米騒動などの際に、運動に加わった貧困者への対策として、皇室が行う慈恵事業や個人的慈善事業だけでは社会的に対応できないということが認識され、「救貧」事業から「防貧」事業へと転換したことに始まると言われている¹。その後の第一次世界大戦後の不況や関東大震災、金融恐慌等の中で、この「防貧」事業は拡大し、養老院、公益食堂や公益住宅、失業救済事業、労働寄宿舍や共同宿泊所、助産事業、職業紹介、保育所などが作られ、これらが社会事業として位置付けられていったという。

我が国の公益法人の制度は、法的には、1896（明治29）年に制定された民法第34条で社団法人、財団法人の制度が規定されたことにはじまるが、先述のような社会環境の下で、時代を経るごとに、慈善事業等の社会事業の業務内容も整理されてきた。

古くは、社会事業を行う団体として恩賜財団や財団法人などの財政基盤の強固な団体が設立される一方で、4分の3はそうではない施設であり、地域の名士等による自らの財産を切り崩しての慈善事業として経営されるというものがほとんどであった。

このように、多くの慈善団体は財政基盤の強固な団体としてではなく、私的な形で作られ、行政に先駆けて生活困窮者を助け福祉活動を行ってきたのだが、同時に徐々に行政の関与も進められ、昭和に入り社会事業法（1938（昭和13）年）、母子保護法（1937（昭和12）年）、救護法（1929（昭和4）年）などが整備され、団体の届け出制なども整備されていくことになる。

戦後、戦災孤児や戦争による障がい者、失業者、引揚者など膨大な生活困窮者をどう扱うかが社会政策の大きな柱となったが、その中で、GHQの勧告により行われた法人税改革の流れの中で、公益上の理由などで課税することが不適當であるとする場合には、府県税、市町村税の課税

を免除できることとなり、社会福祉事業についても、公益法人による事業等として行われてきたが、戦後の混乱の中で、社会事業の美名に隠れて不正に悪用する団体もあったことから、1951(昭和26)年3月29日、先述の社会福祉法(当時の法名は「社会福祉事業法」)。2000(平成12)年に現法名に改正。)が制定され、民法上の公益法人と区別される特別法人として社会福祉法人が創設されることになった。

いずれにしても、多くの社会福祉法人は、行政主導ではなく民間が主体となった慈善事業を行っており、民間の力で保育事業、介護事業などを引っ張ってきたのが社会福祉法人であるとの自覚と自信を有しており、そのことから課税等の問題的話は、衝撃となって受け止められている。

3. 社会福祉法人に対する規制と優遇措置

(1) 社会福祉法人に対する規制

こうした歴史を有する社会福祉法人は、他の法人とは異なる規制が設けられている。

例えば、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことが目的であり(公益性)、その事業の実施のために供された財産について、その他の法人とは異なり、持ち分というものが認められない。従って、事業を廃止した時には、その残余財産は社会福祉事業を行う者に帰属し、個人に渡らず、また、法人自身が廃止される場合には、国庫に帰属する(非営利性)。

また、事業収益は、社会福祉事業(又は一部の公益事業)のみに充当され、配当はなされない。

不動産は自己所有でなければならず、組織運営に当たっては、親族利害関係人の要件等が課せられることや、憲法第89条の「公の支配」に属する法人として、社会的信用確保のために、法令違反、定款違反等や著しく運営が適正を欠く場合には、所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員会食命令や解散命令等の行政の指導監督を受けるなど、多くの規制が課せられている。

(2) 社会福祉法人に対する優遇

こうした意味で、旧民法第34条に基づく「公益法人」と同様の性格を有する法人であるが、他方、上記のような民法上の公益法人よりも公益性、非営利性があることを踏まえ、社会福祉法人は、その施設整備に対しては、一定額が補助され、また、法人税、固定資産税、寄附税制等について非課税等の税制上の優遇措置が講じられている。また、社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象として退職手当共済制度も設けられているなどの優遇もある。

社会福祉法人は、株式会社等のように、利益配当がなされ、利益を自由に事業に振り分けられるわけではない目的実現型の公益的組織なのだが、同じ事業をしているのに優遇されているといった主張がなされ、これらの優遇のみに着目し、さらには経営の悪質な団体の事例報道が悪影響し、規制改革実施計画や政府税制調査会などで指摘されてきている現状となっている。

非営利法人に対する課税の取扱い

| | 公益社団法人 公益財団法人 | 学校法人 社会福祉法人 更生保護法人 | その他の公益 法人等 (日本赤十字 社等) | 認定特定非営 利活動法人 仮認定特定非 営利活動法人 | 特定非営利活 動法人 | 非営利型の 一般社団法人 一般財団法人 (注1) | 一般社団法人 一般財団法人 |
|-------------------------------|---|--|------------------------------------|---|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 課税対象 | 収益事業課税 ただし、公益 目的事業に該 当するものは、 収益事業で あっても非課 税 | 収益事業課税 | 収益事業課税 | 収益事業課税 | 収益事業課税 | 収益事業課税 | 全所得課税 |
| みなし寄附金 損金算入 限度額 (注2) | 次のいずれか 多い金額 所得金額の 50% 公益目的事業 の実施に必要な 金額 | 次のいずれか 多い金額 所得金額の 50% 年200万円 | 所得金額の 20% | 次のいずれか 多い金額 (仮認定特定 非営利活動法 人は適用なし) 所得金額の 50% 年200万円 | なし | なし | なし |
| 法人税率 | 25.50% (所得年800万 円まで15% (注3)) | 19% (所得年800万 円まで15% (注3)) | 19% (所得年800万 円まで15% (注3)) | 25.50% (所得年800万 円まで15% (注3)) | 25.50% (所得年800万 円まで15% (注3)) | 25.50% (所得年800万 円まで15% (注3)) | 25.50% (所得年800万 円まで15% (注3)) |
| 金融 資産 収益 (注4) | 法人税 | 収益事業から 生じるもの のみ課税 | 収益事業から 生じるもの のみ課税 | 収益事業から 生じるもの のみ課税 | 収益事業から 生じるもの のみ課税 | 収益事業から 生じるもの のみ課税 | 課税 |
| | 所得税 (源泉 徴収) | 非課税 (なし) | 非課税 (なし) | 非課税 (なし) | 課税 (あり) | 課税 (あり) | 課税 (あり) |
| 寄附者に 対する 寄附優遇 | あり | あり | あり(注5) | あり | なし | なし | なし |

財務省HPより

(注1) 非営利型の一般社団法人・一般財団法人：①非営利性が徹底された法人、②共益的活動を目的とする法人

(注2) 「みなし寄附金」とは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額がある場合には、その支出した金額を寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認めるもの

(注3) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される

(注4) 法人税の課税対象となる利子・配当等の金融資産収益については、所得税額控除又は所得税額の還付の規定の適用あり

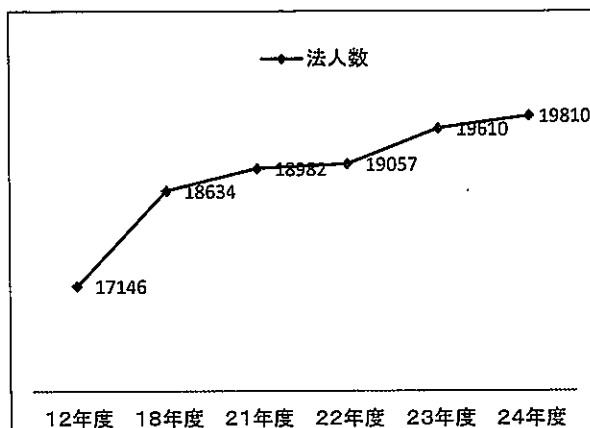
(注5) 特定公益増進法人に該当する法人のみに適用される

4. 社会福祉法人の数

(1) 全国の社会福祉法人数の推移

全国における社会福祉法人の数は、右図（厚生労働省資料）に見られるように、施設経営法人の数が大幅に増加している。

特に、2000（平成12）年度から2006（平成18）年度にかけては1,000を超える法人が増加しており、以後、緩やかになったとはいえ、2万にせまる法人が設立されてきている。



(2) 山形県の法人数

山形県においては、社会福祉法人の数は、2014（平成26）年4月1日現在で、県健康福祉課所管関係では81法人、県社会福祉協議会等の5法人、特養、障がい者支援などの県健康長寿課所管関係で33法人、保育園などの県子育て支援課及び子ども家庭課関係で76法人、県外の法人として恩賜財団済生会など2法人、市町村社会福祉協議会として35法人の計151法人が存在している。

地域的分布としては、当然のことながら人口に応じており、多い地域から、山形市が40法人、鶴岡市33法人、酒田市24法人、米沢市16法人となっている。9町村では2法人となっており、そのうちの一つは社会福祉協議会となっている。全体的な流れとして、子ども福祉関連法人の割合が少子高齢化の流れの中で今後減少していくのではないかと考えられ、社会動向を反映するものとなるだろうことは想像に難くない²。

5. 内部留保等に関する議論

(1) 多額の内部留保？

社会福祉法人に対する最大の指摘の一つが、いわゆる「内部留保」の問題である。本件については、2011（平成23）年から下表のような指摘がなされてきた。

特に、特別養護老人ホームの内部留保が多いという2011（平成23）年の集計をもとに、その内部留保の活用を図るべきであるとの主張が、その集計後になされるに至っており、2012（平成24）年の財務省執行調査により、詳細を調査すべきであるとの報告を受けて、改めて調査が行われることになったものの、当初の1施設平均3億円留保という情報が流布し、現実と異なる印象が埋め込まれ、議論の流れになってしまった感が否めない。

| 日 時 | 内 容 |
|-------------|---|
| 平成23年11月22日 | ○ 行政刷新会議「提言型政策仕分け」提言 介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも介護報酬の中で対応すべき。 あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。 |
| 12月5日 | ○ 介護給付分科会 各自治体から提供のあった特別養護老人ホームの貸借対照表（平成22年度決算）をもとに集計したところ、内部留保（次期繰越活動収支差額＋その他積立金）は1施設当たり、平均約3.1億円 |
| 平成24年7月3日 | ○ 財務省予算執行調査結果 ・ 施設の規模による収支差・内部留保額の違い及びその要因の分析を行うべき ・ 施設入所者の要介護度の差による収支差・内部留保額の違い及びその要因の分析を行うべき ・ 社会福祉法人の財務諸表等については、HPでの公表を義務付ける等により、透明性・公平性を高めるべき |
| 平成25年5月21日 | ○ 介護給付費分科会 ・ 介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書 ³ （平成25年3月）をもとに報告。（(2)において詳述） － 発生源内部留保（次期繰越活動収支差額＋その他積立金＋4号基本金）：1施設あたり平均約3.1億円 － 実在内部留保（※）（現預金・現預金相当額－（流動負債＋退職給付引当金））：1施設あたり平均約1.6億円 ※未使用資源として留保されている額 |

| | |
|-----|---|
| 10月 | ○ 会計検査院意見 特養の将来の施設改修等に備えた目的積立金の積み立てを計画的に行うよう指導すること 特養が保有している特別積立預金を有効に活用するための具体的な使途等を改めて検討させるよう指導すること |
|-----|---|

(2) 内部留保は将来のコスト

① 内部留保に関する調査

(1)において述べたとおり、2012（平成24）年7月3日、財務省予算執行調査において、「施設の規模による収支差・内部留保額の違い及びその要因の分析を行うべき」等との指摘がなされた。この指摘に基づき、社会福祉法人における内部留保とは何なのかについて、調査が行われた。

本調査は、田中滋慶應義塾大学院教授を委員長とし、特別養護老人ホーム（公立及び事業開始3年以内を除く）全施設の2011（平成23）年度末財務諸表等を使用して調査が行われ、5回の委員会が開催されて結論が出されたが、結果として、内部留保については、「発生源内部留保」と「実在内部留保」の2つの概念が設定され、金額が算定された。

結果及び内部留保の定義については、下図のとおりとなっている。

内部留保とは、一般には「過去の利益の蓄積額」とされているが、特別養護老人ホームの経営主体である社会福祉法人は、非営利法人であることから配当（利益処分）が認められておらず、「過去の利益の蓄積額」は赤字経営をしない限り増加する特性がある。

そうした社会福祉法人の特性なども踏まえながら検討された結果、それまでの「発生源内部留保」という考え方に加え、今現在、事業体内に未使用資産の状態で見保されている額（減価償却により、蓄積した内部資金も含む。）＝「実在内部留保」という考え方が提示されている。

内部留保額の調査結果

| 発生源内部留保 | | 実在内部留保 | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 1施設当たり平均 | 1床当たり平均 | 1施設当たり平均 | 1床当たり平均 |
| 313,730千円 | 3,810千円 | 155,635千円 | 1,911千円 |

内部留保の定義について

| | |
|---------|--|
| 発生源内部留保 | 内部留保の源泉で捉えた「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金＝次期繰越活動収支差額＋その他の積立金＋4号基本金※ |
| 実在内部留保 | 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で見保されている額（減価償却により、蓄積した内部資金も含む。）＝「現預金・現預金相当額」－（流動負債＋退職給与引当金） |

※ 繰越活動収支差額を基本財産に組み入れたもの（1号基本金と2号基本金は主に基本財産の取得のための寄付金が調達源泉となり、3号基本金は運転資金としての寄付金が調達源泉となり、4号基本金は経常活動の余剰金が調達源泉となるが、新会計基準で第4号基本金は廃止されている。）

② 将来のコストをどうとらえるか

内部留保については、仮に1施設平均3億円の内部留保があるということは、特別養護老人ホーム6,000施設で総額1兆8,000億円の内部留保があるということになる。これは相当な額の留保であるため、介護報酬を含めこうした金を活用すべきだとの議論がなされてきた。上記の調査により、「実在内部留保」の金額では、そのような金額は存在しないことになる。

いずれにせよ、施設が保有する現金預金とは一致せず、しかも、先述のとおり、社会福祉法人は利益の配当ができず、社会福祉事業にしか使用できないわけで、さらにはたとえ社会福祉事業に再投資しても内部留保は減らないという現実（例えば、現金で土地・建物を購入しても、現金はなくなるが、同額で購入した土地の金額同額が内部留保になる）を踏まえれば、1施設平均3億円をはじき出した「発生源内部保留」の考え方は、内部留保と言うには、現実から全く離れているとするのは一定の説得力があると思われる。

さらには、特別養護老人ホームは運営年数によって、建物の改造や建て替え等を考えねばならず、また、建て替え時の補助率は新規の場合よりも補助率がダウンする（すなわち借り入れる率がアップする）こととなっており、そのための建築費を準備して積み増して置くことは当然必要なことであろう。この点は、特別養護老人ホームの利益率が高いという点にも言えることだが、その利益は、将来に必要となるコストとして考えることが適切であると思われる。

③ 内部留保が多い法人は多いのか？

先述の調査研究においては、一定のモデルを設定して、その内部留保がその組織にとって多いのか、少ないのかの判定も行っている。

その結果は、下図のとおりであるが、多いと判定された施設は32.8%であり、7割弱が内部留保が多い状況とは判断されておらず、また、半数が、未だ内部留保が少ない状況となっている。

こうした現実をもとに、課税問題や内部留保への対応を考えなければ、社会福祉事業そのものが揺らぐ、すなわち、地域の高齢者対応に支障をきたすことになりかねないことを考慮した判断をすべきであろう。

一定モデルを設定して行った内部留保の多寡の判定結果

| 判定結果 | 件数（割合） | | 収支差率 | 社福軽減の実施状況 |
|---------|--------|----------|------|-----------|
| ① 少ない | 464施設 | (52.5%) | 3.5% | 78.3% |
| ② 中間レベル | 129施設 | (14.6%) | 5.5% | 78.9% |
| ③ 多い | 290施設 | (32.8%) | 6.4% | 77.9% |
| 合計 | 883施設 | (100.0%) | 4.8% | 78.2% |

④ 会計基準の違い

内部留保の現実と同時に注目しなければならないのは、社会福祉法人の会計基準である。

社会福祉法人の会計基準は一般企業と異なる会計基準・勘定が存在している。例えば、「国庫補助金等特別積立金（取崩額）」であるが、単純化して言えば、補助金をもらって購入した資産の減価償却費は、決算上反映されない会計基準となっているのだ。減価償却がない分、利益が押し上げられた形になる。

独特の会計基準は、社会福祉法人の特性から設定されているものではあるが、一般企業と全く異なる組織に一般企業と同じ会計基準を当てはめ、利益率や内部留保などを指摘し、同じ事業を行っているのだからイコールフットイング（他の経営主体との公平性）でなければおかしいと主張するのは、あまりにも短絡的な議論と言わざるを得ないだろう⁴。

6. 諸団体の動き

(1) 全国社会福祉協議会

社会福祉法人の増税問題については、社会福祉法人が果たしてきた歴史的役割や今後益々増加するであろう地域の福祉ニーズに対応したサービス提供を図るために最大限、力を発揮する必要があるとの観点から、当然のことながら各種団体が課税に反対し、現在の制度の堅持をアピールしている。

全国社会福祉協議会（全社協）は、全国社会福祉協議会の中央組織として、全国各地の社協とのネットワークにより、福祉サービス利用者や社会福祉関係者の連絡・調整や活動支援、各種制度の改善への取り組みなど、わが国社会福祉の増進に努めている団体だが、全社協は、2014（平成26）年9月16日、「社会福祉法人の法人税非課税等の税制を堅持してください」との要望書を発表し、アピールしている。その骨子は、次の2点であり、

第一に、社会福祉法人の法人税非課税の堅持

第二に、公益目的としての財源供給を細くする軽減税率、みなし寄付金制度の見直しに反対し、見直せば、社会福祉事業や公益的諸活動の取り組みを阻害することになるとの主張であり、現制度堅持の立場を取る。

同年10月29日には、全社協は、社会福祉法人への法人税課税反対の一斉陳情を行った。全社協としてこうした全国規模の対国会議員要請活動を行うのは四半世紀ぶりとのことであり、本問題に対する危機感が表れていると言えよう⁵。

(2) 全国老人福祉施設協議会

全国老人福祉施設協議会（全国老施協）は、課税問題等反対のアピール活動を活発に行っており、また、規制改革会議等からの指摘への対応に力を注いでいる。

全国老施協は、文字通り、特別養護老人ホームをはじめとする老人福祉施設に従事する施設長や管理者、経営者などが集まる公益社団法人であり、老人福祉及び介護に関する正しい知識の普及並びに理解の促進を図るとともに、サービスの質の向上確保に係る調査研究や、老人福祉及び介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与する事業等を行う団体である。

全国老施協は、課税等の問題が提起された6月以降、研修会等でその指摘の問題点等について議論等を重ねてきたが、こうした各種研修会での議論等に加え、課税反対のために国会議員に対する要望活動を全国レベルで実施するとともに、2014（平成26）年9月25日には、東京において「これからの介護と福祉を守る1,000人集会決起集会」を開催し、全国から1,800人を超える社会福祉法人関係者を集め、また、自由民主党国会議員本人出席121名がその場に駆けつけるという大きなアピール活動を実施した⁶。

全国老施協は、社会福祉法人は歴史的な経緯から見ても市場原理では守られない人々のセーフティネットであり、その基盤が揺るがされかねない課税問題には反対、との立場をとりつつも、単なる反対論に終わらず、「挑戦型」の社会福祉法人にならねばならないとし、次の6つの「挑戦型社会福祉法人」の構築を提案している⁷。

第一に、社会福祉法人が、市町村や地域包括支援センターをはじめとする地域とのネットワークづくりを行うことや、地域貢献に資する事業を整理し、さらに明確化し、新たな総合事業をはじめ、地域支援事業の積極的推進役になることである。

第二に、住民参加や多職種協働による地域支援機能を強化するなど、地域福祉ニーズに応える独自の地域展開を行うこと。

第三に、社会福祉法人力の発揮を推進するために規制緩和を進め、地域貢献に資する社会福祉法人の資金用途制限、施設設備等の（公的補助による）目的外使用規制の撤廃など福祉的緩和を目指すこと。

第四に、財務諸表の公表をはじめ、事業についての情報公開を行うこと。

第五に、理事会の資質向上と位置付けや中長期的資金計画の明示など、ガバナンスの強化と発揮を行うこと。

第六に、介護従事者処遇改善の強化徹底やキャリアパスの構築と持続、働きやすい介護現場を目指す不断的向上（心身の負担軽減や休暇制度、多職種協働など）など、福祉人材キャラバンとして、魅力あるブランド事業体を作っていくこと。

いずれも、社会福祉法人に対する社会からの批判なども踏まえつつ、社会貢献・地域展開・情報公開を大きな柱とし、地域に根差した組織として新たな形の社会福祉法人に転換していくことを模索するものとなっている。

なお、先述の9月25日の集会には、自由民主党介護福祉議員連盟の会長を務める野田毅衆議院

議員が激励の挨拶をした⁸。

野田氏は挨拶の中で、「この議連は、故・中村博彦先生（老施協出身元参議院議員）が渾身の力を込めてつくりあげ、現場の声を政治に伝えてきた。臨時国会を前に、皆さんの思いをしっかり受け止めて、それを反映させていきたい。安倍政権では、景気だけでなく、加速する人口減少、長寿社会化を抱えた“2025年問題”も国政の大きなテーマとなっている。特養待機高齢者や介護離職など問題は山積だが、現場はどの形がベストなのか、皆さんの声を伝えていきたい。自由民主党税制調査会長の立場として聖域なき見直しに、やるべきこと、やってはいけないことを見極めて対応していく。今後の皆さんの活躍に期待するとともに、全力を挙げて応援したい」と発言すると同時に、「介護は今が非常に大事なとき。最も活躍してもらわなければならない人たちが混乱するようなことがあってはならない」としつつも、「税調にも意見がある。様々な課題があることも事実なので、総合的に検討していく」とも述べ、制度見直しに含みを持たせたという⁹。

政権与党介護福祉議員連盟会長が自民党税制調査会長を務めるということは、福祉側からすればその影響力を税財政側に対して発揮してもらえると期待するであろうが、税財政側からは、福祉側に影響力を発揮し、切り込むことを求められるという、両者に挟まれた状況である。野田毅氏にとっては、政策決定過程において両者を取りもち大きな役割を担うことができるタイミングである。衆議院選挙後に野田毅氏が自民党税制調査会長に再任されるのかどうか不明だが、本問題の決定過程の困難さ、苦悩を思わせる発言が読み取れる。

(3) 山形県議会

老施協等の各種団体は、各都道府県議会に対しても活発に働きかけを行っている。山形県においては、2014（平成26）年9月18日、一般社団法人山形県老人福祉施設協議会、山形県社会福祉法人経営者協議会から、それぞれ、「社会福祉法人への法人税非課税措置の継続を求める意見書の提出について」とする意見書が総務委員会に対して提出されている。

7. 社会福祉法人制度改革の方向

社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、旧民法第34条に基づく公益法人の特別法人として創設され、地域の福祉基盤としての役割を果たしてきた法人であることは既に述べた通りである。

そもそも、旧民法第34条に基づく法人については、平成18年に公益法人制度改革が行われ、その機関や財務・会計の在り方が大幅に見直された。公益法人制度改革の目的は、日本の社会経済システムの中で民間の非営利組織の活動が健全に行われ、発展すること促進させるためであり、そのために、1896（明治29）年の民法制定以来の抜本的公益法人制度改革が行われたのである。

結果、社団法人、財団法人とともに、「一般」と「公益」に再編され、「民間が担う公共」を支え

る基盤が整備されたわけだが、特別法上の公益的法人である社会福祉法人の改革は取り残された形となってしまった。

厚生労働省による「社会福祉法人の在り方」についての検討は、2013（平成25）年6月14日に閣議決定された日本再興戦略（成長戦略）や規制改革実施計画（同日）、また、社会保障制度改革国民会議報告書（同年8月6日）などを踏まえ、田中滋慶應義塾大学名誉教授を座長とする「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」を同年9月から開催して論点整理を行うなど行い、報告書が2014（平成26）年7月に発表されたが¹⁰、その後、2014（平成26）年8月27日には、社会保障審議会に福祉部会が立ち上げられ、社会福祉法人制度の見直し、総合的な福祉人材確保対策について本格的に議論が行われることとなった¹¹。

この社会保障審議会福祉部会においては、次の点について議論することとされている。

第一に社会福祉法人制度の見直しについてであるが、主に、

- 社会福祉法人制度の意義
- 経営組織の在り方
- 業務運営・財務運営の在り方（社会福祉法人の担う事業の範囲と位置付け（社会貢献活動を含む）、財務運営・業務運営（いわゆる「内部留保」の明確化と再投資の在り方を含む）の規律
- 運営の透明性確保の在り方（財務諸表、活動状況、経理状況（役員報酬等）の公表等）
- 法人の連携・協働等の在り方（法人再編、複数法人による協働の仕組み等）
- 行政の関与の在り方（指導監督、国、都道府県、市の役割と位置付け等）
- 他制度における社会福祉法人の位置付け（社会福祉士施設職員等退職手当共済等）

第二に、福祉人材確保対策については、

- 介護人材等の総合的な確保方策
- 介護人材における介護福祉士の位置付け・介護福祉士の資格取得方法等

について、「福祉人材確保専門委員会」を設置して検討するとされている。

このような形で制度見直しについての検討が進められていくことになっているが、特に、経営組織の在り方の検討や運営の透明性の確保については、平成18年の公益法人制度改革などを参考にしながら検討することとしている。次表の比較においてもわかるように、情報開示される文書も限定されており、社会福祉法人においては、役員報酬支給基準などは作成さえ必要とされていない。また、閲覧請求する者についても、極めて限定されている形となっており、基本的な視点として、厚生労働省においても、公益法人と同等もしくはそれ以上に透明性を確保する方向で検討を進めることを考えている模様である¹²。

| | 社会福祉法人 | 公益社団・財団法人 |
|----------------|---|---|
| 書類の作成・備置き | ①事業報告（法） ②財産目録（法） ③貸借対照表（法） ④収支計算書（法） ⑤監事監査意見書（法） | ①事業報告（法） ②財産目録（法） ③計算書類（貸借対照表・損益計算書）（法） ④役員等名簿（法） ⑤役員報酬支給基準（法） ⑥定款（法） ⑦事業計算書（法） |
| 公 告 | 規定なし | ①貸借対照表（法） ②損益計算書（法） 【公告方法】 ①官報、②日刊紙、③電子公告（注2） |
| 公 表 | ①貸借対照表（通知） ②収支計算書（通知） ③現況報告書（通知） 【公表方法】 原則HPによる。 | 役員報酬支給基準（法） 【公表方法】 規定なし |
| 開示、公表、公告の対象と範囲 | 「書類の作成・備置き」に記述している書類については、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人が閲覧請求し、正当な理由がなければ開示しなければならない。 「公表」することとなっている書類については、全国民の閲覧できるような方法が望ましいとされる。 | 上記の全ての書類については、国民の閲覧に供されることとなる。 |

（注1）「（法）」は法律で規定されているもの。「（通知）」は通知上の規定。

（注2）電子公告には、電子公告調査機関による調査を受ける必要があるなどの状況がある。ただし、決算公告はこの調査は不要。

（注3）第3回福祉部会資料等を基本として作成したもの。

内部留保の在り方を含めた税制の在り方については、毎年年末に行われる政府税調での議論でどのような結論が出るのか、その結果を待たねばならないが、消費税10%増税の先送り決定や総選挙などの政治状況を見た上で、その内容はもとより、議論のスケジュールなども決められていくことになる。

8. おわりに

(1) 社会福祉法人は世の中の支持を得られるか

新聞報道によれば、社会福祉法人の疑惑が横行しているとされ、改革を急ぐべきだとしている¹³。運営が不透明、理事長の世襲に天下り、役員報酬の不透明さや運営費の私的流用などの疑惑の指摘はこれまでもなされてきているが、現実を見てみると、65法人に改善指導が行われた事実があるが、この数は社会福祉法人の全体数のわずか0.3%と極めて少数の改善指導である。

しかし、世論は不正が横行しているといった情報がたとえ正しくなくとも、行財政改革を求める声は今や国民的コンセンサスになっており、それに加え、規制緩和が正しいという風潮がまん延、一般化している中で、こうした流れに竿を差し、風向きを変えることは極めて困難なことである。

政府はそうした国民的な傾向をもとに、イコールフットイング（他の経営主体との公平性）や公益法人への課税について抜本的な改革を求めてきているとも考えられ、おそらく、全国老施協が主張するような自らの改革を積極的に打ち出しながら、そうした、非現実的な課税問題等の投げかけに対応していくしかないのではないかと考える。

社会福祉法人はそもそも、地域に根差した活動を実施しているのであり、仮に利益があるのであれば、さらに地域へと還元し、貢献していくことを地域社会で積極的にアピールしていくことも大切であろう。

(2) 最後に

報道や財政制度等審議会や規制改革会議から投げかけられた社会福祉法人に対する疑念や課題に対し、社会福祉法人自身がどう新たに対応していくのか、その対応そのものや、少子高齢化社会が急激に進展する中であって、ゆりかごから墓場までの間に、一人一人の市民自身が社会福祉法人の施設を活用、利用する機会があり得ることを良く認識しながら、高いレベルのサービスがどのようにしたら提供され続けるのか、規制緩和や課税等による影響が大きいと考えられる地方・地域社会に居住する者として、他人事ではなく、自らの問題として、課税問題をはじめとする取り組みに注視し、国民としての判断を下していくことが重要である。

註

- 1 季刊・社会保障研究 Vol. 35 No.3 Winter 1999 国立社会保障・人口問題研究所 「社会福祉法人制度の成立とその今日的意義 ―新しい福祉分野の出現とその担い手について―」北場勉 pp236-241
- 2 <https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/fukushi/chiiki/7090014shakaifukushi-shisetsu-meibo.html> 山形県HP
- 3 <http://www3.keizaireport.com/report.php/RID/187476/> Keizai-Report.com
- 4 JC月刊老施協 Vol.524 SEP 2014 pp 4-13 また、http://ozawazanya.at.webry.info/201311/article_3.html 公認会計士小澤善哉のブログ「短絡的な社会福祉法人課税論」など、多くの会計士が指摘している。
- 5 <http://www.fukushishimbun.co.jp/topics/6296> 福祉新聞 2014年11月3日号
- 6 JS WEEKLY 2014/9/26 VOL.451 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- 7 全国老施協だより NO.19 平成26年7月22日
- 8 JS WEEKLY 2014/9/26 VOL.451 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
- 9 <http://www.joint-kaigo.com/social/pg840.html> 介護・地域包括ケアの情報サイト Joint = News=「特養の団体が決起集会で課税に反発『福祉なき国家になる』」

- 10 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050216.html> 厚生労働省HP「2014（平成26）年7月
『社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書』」
 - 11 <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000054935.html> 厚生労働省HP
 - 12 第3回福祉部会（平成26年9月11日）資料1より
 - 13 2014（平成26）年9月11日日経新聞社説、同年9月23日朝日新聞社説
-